

# 園提出

## 北阪保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人北阪福祉会
所 在 地	柏原市片山町1番19号
電 話 番 号	072-977-4936
代表者氏名	理事長 石川 義彦

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	北阪保育園
施 設 の 所 在 地	柏原市片山町1番19号
連 絡 先	電話番号072-977-4936 FAX072-977-9526
管 理 者	園長 石川宣彦
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 59人 満1歳以上満3歳未満の児童 22人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	昭和54年10月1日
事 業 所 番 号	2722151000160

### 3 サービスの目的・運営方針

北阪保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	998.75 m <sup>2</sup>
	園庭	350.00 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	703.84 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	りす組（満2歳児クラス）、たんぽぽ組（満3歳児クラス）、ゆり組（満4歳児クラス）、ぼたん組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	18	14	4	

当園では、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日 大阪府条例第103号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

##### <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

#### 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。（8月と3月に家庭保育協力日を設定しております。）

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 外部講師による保育

音楽指導・体育指導・英語指導

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

柏原市との委託契約に基づき、一時保育事業を実施する。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科,

医療機関の名称	須原医院
医 院 長 名	須原敏充
所 在 地	柏原市旭ヶ丘 1-1-3
電 話 番 号	072-978-6600

(2) 歯科

医療機関の名称	とみなが歯科
医 院 長 名	富永 吉昭
所 在 地	柏原市大平寺 1-5-25
電 話 番 号	072-970-4618

## 1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 連絡カード参照 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 連絡カード参照 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 連絡カード参照 氏名： 続柄：

## 1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 主任保育士 石川明子 クラス担任</li> <li>・ご利用時間 9:00 ~ 18:30</li> <li>・電話番号 072-977-4936</li> <li>F A X 072-977-9526</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	泉 高宏	電話番号 072-978-1794

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

## 1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常用電源 無</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・スプリンクラー 無</li> </ul>
避難訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施します。	

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額  
当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育施設賠償責任保険
保険の内容	1名につき2億・一事故6億
保険金額	保護者負担はありません

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動、営利活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する政治活動及び営利活動等をご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：北阪保育園

説明者職名：園長

氏名 石川 宣彦

私は、本書面に基づいて北阪保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所： .....

児童氏名： ①..... ②.....

保護者氏名： ①.....印 (続柄： )

②.....印 (続柄： )

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費（3歳以上児）	給食の食材費	月額 5,500円
午睡用布団（0歳児）	持ち帰りの負担軽減	月額リース 1,000円
月刊絵本（4.5歳児）	保育内容の向上のため	月額 450円
出席ブック（1歳児～）	保育内容の向上のため	450円
文字練習帳（5歳児）	保育内容の向上のため	450円
サインペン（5歳児）	保育内容の向上のため	450円
ねんどセット（4歳以上児）	保育内容の向上のため	970円
道具箱セット（3歳児～）	保育内容の向上のため	1,900円
体操服上下（3歳以上児）	半袖上下、長袖上	6,800円
通園用カバン		3,500円
カラー帽子		900円
園外保育	貸切バスを利用するとき	500円

2 延長保育に係る利用者負担

延長保育に係る利用者負担額については、「柏原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する条例施行規則」第7条の規定を準用し、以下のとおりとする。

【延長保育料】

保育必要量	利用時間帯	利用料	上限額
保育標準時間認定	18:30～ 19:00	1回 200円	3,000円/月
保育短時間認定	7:30～9:00	1回 500円	上限額の設定はありません
	17:00～ 18:30	1回 500円	
	18:30～ 19:00	1回 200円	3,000円/月

（備考）

- ・保育料が第1階層となる世帯は無料とする。
- ・同一世帯から2人以上の園児が利用する場合、第2子は上記金額の半額、第3子は無料とする。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

北阪保育園 園長 様

令和 年 月 日

保護者住所： .....

児童氏名： ・ ..... ・ .....

保護者氏名： ① ..... 印 (続柄： )

② ..... 印 (続柄： )